

令和8年度採用（令和7年度実施）

さいたま市立学校教員採用選考 受験案内

【ティーチャー・リターン】

さいたま市教育委員会



「未来を拓くさいたま教育」を推進する

「PLAN THE NEXT 3つのGで日本一の教育都市へ」

Grit

やり抜く力で「真の学力」
を育成すること

Global

「国際社会で活躍できる力」
を育成すること

Growth

一人ひとりの成長を支え、
「生涯学び続ける力」
を育成すること



さいたま市が求める教師像

「豊かな人間性と社会性」

「強い使命感と教育への情熱」を備えた 常に学び続ける教師

「幅広い教養と実践的な専門性」

ティーチャー・リターンとは

過去にさいたま市立学校の教員として一定期間の勤務実績があり、退職した事由が解消した方を、
選考により採用する制度です。

1 申込受付期間、選考日、採用予定日

申込受付期間	選考日	採用予定日
令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月31日（金）	令和7年11月中旬 ※応募状況を踏まえて決定	令和8年4月1日

2 選考の対象となる志願区分・教科等・採用見込数

志願区分	教科等	採用見込数
管理職	校長、副校長、教頭	若干名
小学校教員	全教科	
中学校教員	国語、社会、数学、理科、音楽、グローバル・スタディ(英語)	
特別支援教育担当教員(小学校)	特別支援教育全般	

- ◆ 特別支援教育担当教員の合格者は、特別支援学校又は特別支援学級等の教員として採用します。
- ◆ かつて本市で勤務していた校種と同一の校種及び教科でのみ申込み可能です。

3 受験資格

次の(1)及び(2)の全ての要件を満たす人

(1) 次のいずれにも該当しない人

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 次の要件・資格に該当する人

- ア 本市で採用され公立学校を退職後、その退職した事由が解消し、本採用教員（校長含む）として勤務できるようになった人
- イ 昭和42年4月2日以降に生まれた人
- ウ かつて本市の公立学校の校長、副校長、教頭、教諭として、継続して5年以上勤務（休職又は育児休業等の休業を取得していた期間を除く。）した人
- エ 採用日時点で、本市を退職後、5年を経過していない人
- オ さいたま市立学校教職員勸奨退職取扱要綱の適用を受けて、退職した教員（校長含む）でない人
- カ 希望する職に該当する免許を有する人（特別支援教育担当教員（小学校）受験者の特別支援学校教諭普通免許状の有無は問わない）

4 選考日時・会場・合格発表

面接	面接の日時・会場の詳細は、応募状況等を踏まえて決定します。
-----------	-------------------------------



合格発表	選考日から3～4週間程度（選考日当日にお知らせします。）
-------------	------------------------------

- ◆ 受付期間終了後に選考日を調整したうえで受験票をメールで送付します。選考日の集合時間や集会所等の詳細は受験票送付時にお知らせしますので必ず確認してください。
- ◆ 選考結果は、合否にかかわらず文書で通知します。詳細については、選考日当日にお知らせします。

5 選考方法・内容

選考方法	選考内容
面接試験	個別面接による試験 （主として、管理職又は教員としての職務遂行能力、適格性等についての評定）
勤務成績評価	本市教員として在職していた時の人事評価結果を基礎とした、勤務成績に対する総合評価

6 選考結果の開示について

この選考の結果について、開示の請求をすることができます（受験者本人に限る。）。

開示請求のできる人	開示内容	請求期間	請求の方法
不合格者	総合得点	合格発表日から1か月間 ※消印有効	選考日当日に配布する「採用選考個人別成績開示請求書」に必要事項を記入の上、受験票及び460円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）を同封して人事課に郵送してください。

- ◆ 電話、電子メール等による請求は受け付けません。
- ◆ 受験票を紛失した場合は、本人と確認できる顔写真付きの書類（運転免許証・旅券等）を持参してください。
- ◆ 送付先は最終頁を参照してください。

7 受験申込方法

提出書類	受験申込書 ※様式は市ホームページからダウンロード（最終頁参照）し、必要事項を入力の上、作成してください。
申込方法	受験申込書を添付の上、Eメールにて送信してください。 提出先：さいたま市教育委員会学校教育部教職員人事課 Eメールアドレス：kyoiku-kyoshokuin-jinji@city.saitama.lg.jp ※メールの件名は、「ティーチャー・リターン申込（氏名）」として送信してください。 ※「@city.saitama.lg.jp」のドメインから送付されるメールが受信できるように設定してください。 ※申込者側の問題（メールアドレスの誤入力、通信障害等）によるメール不達等のトラブルについては、一切の責任を負いません。
受付期間	令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで ※受付期間中に受信したものを有効とします。
申込受付後の連絡	受験申込みのメールを受信後、原則として1週間以内に教職員人事課から申込者宛に受付に関する連絡を電話で行います。受験申込書をメールで送信してから1週間以上経過しても電話連絡がない場合は、教職員人事課（電話：048-829-1653）まで御連絡ください。
受験票の交付	受付期間終了後に選考日等を調整した上で、登録されたメールアドレス宛に「受験票」を送信します。選考日等の調整から1週間以上経過しても受験票が届かない場合は、教職員人事課（電話：048-829-1653）まで御連絡ください。

- ◆ 受験申込書は、必ず本人が作成してください。また、記載事項の不備や提出された書類に不足等があった場合は、受理できませんので注意してください（5頁「受験申込書記載上の注意事項」をよく確認してください。）。
- ◆ けがや障害等により受験の際に配慮が必要な方は、必ず、受験申込書の備考欄に記入してください。
- ◆ 申込書に記載された個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

8 採用に関する注意事項

- (1) 受験資格がない場合や、受験申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (2) 採用に当たっては、官報情報検索ツール及び特定免許状失効者管理システムを活用します。
- (3) 採用決定後に採用前健康診断を行います。
- (4) さいたま市立学校退職時と同一の校種及び教科での採用となります。

9 給与・勤務条件等

- (1) 採用時の職位
退職時の職位と同等以下での採用となります。
 - (2) 給与
 《初任給》
 かつてさいたま市立学校の教員であった際の職務の級及び号給を基礎に、さいたま市退職後の経歴等を考慮して決定します。
 《諸手当》
 通勤、扶養、住居、期末・勤勉、特殊勤務手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
 - (3) 勤務時間
 原則として月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（7時間45分）
 ※ 勤務校により勤務時間が異なることがあります。
 - (4) 休日等
 原則として日曜日、土曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日
 - (5) 休暇
 年間20日の年次有給休暇（4月採用者の場合、当該年は15日）、疾病等の場合に与えられる病気休暇、忌引等の特別休暇があります。
 - (6) 福利厚生
 《公立学校共済組合》
 病気やけがをしたときの給付、公的年金の給付や出産に係る給付のほか、契約保養所やレクリエーション施設利用に当たって補助を受けることができます。
 《埼玉県教職員互助会》
 入学・卒業祝金などのライフイベントにおける給付や予防接種などの助成を受けることができます。
- ※ 給与、勤務条件等は、条例等の改正（給与改定等）により、変更（減額を含む）する場合があります。

《 受験申込書記載上の注意事項 》

おもて面

- ◆ 日付
 - ・右上の日付は、作成した日付を記入してください。
- ◆ 志願区分
 - ・今年度募集をしている志願区分から選択してください。
- ◆ 写真
 - ・背景が白色又は白色に近いものをデータで貼り付けてください。
 - ・写真は、申込前3か月以内に撮影、正面向き、無帽、上半身胸上の写真としてください（スナップ写真は不可）。メガネをかけて受験する方は、メガネをかけている写真を添付してください。
- ◆ 現住所
 - ・下宿、間借り、寮、アパート等の場合には、同居先、建物の名称、部屋番号等を明確に記入してください。
- ◆ 連絡先
 - ・確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ◆ Eメールアドレス
 - ・選考日の調整や受験票の送付等をメールで行いますので、Eメールアドレスを必ず記入してください。
- ◆ さいたま市立学校教員としての経歴
 - ・退職事由は、「育児」「介護」「その他」のいずれかを必ず選択してください。「その他」を選択した場合には、退職に至る経緯や退職した事由が解消したこと等が分かるように記入してください。
- ◆ 退職後の経歴・職歴
 - ・本市教員退職後の経歴を空白期間が生じないように記載してください。
 - ・自営業やアルバイトも含め記入してください。なお、書ききれない場合は別紙を作成しても構いません（A4縦長横書き）。
 - ・就労していない期間は、「在家庭」と記入してください。
- ◆ 免許・資格等
 - ・所有する免許状・資格取得年月日を必ず記入してください（取得見込みも含む。）。

裏面

- ◆ 志望の動機、さいたま市立学校教員として在職時に携わった業務で特に印象に残っていること、教育信条のそれぞれについて必ず記入してください。面接の参考とします。
 - ◆ 宣誓
 - ・記載事項を確認のうえ、チェックボックスに必ずチェックをしてください。
 - ◆ 備考
 - ・けが等のため、受験の際に配慮を必要とする方は、備考欄にその旨を記入してください。
- (例)

(備考) ※受験の際に配慮が必要な場合は記入してください。

けがをして松葉杖を使用しているため、自家用車での来場を許可願います。

FAQ

Q. 申込時に退職事由を証明する書類等は必要ですか？

A. 受験申込書で、退職事由について、「育児」「介護」「その他」のいずれかを選択し、退職に至った経緯を記入していただきますが、そのことを証明する書類等の提出は不要です。ただし、「その他」を選択した場合には、受験時に、退職に至る経緯や退職した事由が解消したことを証明する書類等の提出を求められることがあります。

Q. 再採用時の勤務先は、退職した時に在籍していた勤務先となりますか？

A. 配属先については、全市的な視野から総合的に判断し、決定します。

Q. 令和7年10月から導入された制度ですが、導入前に退職した人も対象となりますか？

A. 制度導入前にさいたま市立学校を退職した人についても、採用日時点で退職後、5年を経過していなければ対象となります。

Q. 受験資格の本市の本採用教員（校長含む）として継続した勤務期間で、「休職又は育児休業等の休業していた期間を除く。」とされていますが、この「等」にはどのような休業期間が含まれますか？

A. 育児休業以外に、「配偶者同行休業」、「自己啓発等休業」の期間が含まれます。

【書類の提出先及び問合せ先】

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部 教職員人事課 人事係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所第2別館1階）

電話：048-829-1653

E-mail：kyoiku-kyoshokuin-jinji@city.saitama.lg.jp

●受験案内・申込書

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/001/001/002/index.html>

出願に必要な書類は、こちらからダウンロードできます。

●さいたま市ホームページ <https://www.city.saitama.jp/>



受験案内・申込書



さいたま市ホームページ

